

消費税率改定に関する経過措置について

下水道使用料の消費税率は、原則として令和元年10月1日以降に検針した分の使用料から10%に改定されますが、令和元年9月の水道検針日までに公共下水道に接続されたお客様には、下記の経過措置が適用されます。

記

令和元年9月の水道検針日までに公共下水道に接続した場合

- 令和元年10月分（11月請求分）には税率8%が適用されます。
- 令和元年11月分（12月請求分）から税率10%が適用されます。

検針月	令和元年				
	8月	9月	10月	11月	12月
10月分 (消費税率:8%)	(接続)	● 検針	● 検針	★ 請求	
11月分 (消費税率:10%)			● 検針	● 検針	★ 請求

令和元年9月の水道検針日以後に公共下水道に接続した場合

- 令和元年10月分（11月請求分）の請求はありません。
- 令和元年11月分（12月請求分）から税率10%が適用されます。

検針月	令和元年				
	8月	9月	10月	11月	12月
11月分 (消費税率:10%)		● 9月検針日	● 検針	● 検針	★ 請求

※「公共下水道に接続」とは、排水設備の新設後、市が行う完了検査に合格することです。

※「水道の検針日」については、水道料金お客様センター（Tel 0884-22-0587）にお問い合わせください。

※下水道使用料は、水道料金と合わせて納めていただきます。